

銭からみた近世初期貨幣史の課題

安国 良一（住友史料館）

はじめに

近年、主に中世史研究の側から、中近世移行期における銭貨流通の地域性、撰銭令発布の背景や影響、米の貨幣的使用、金銀の貨幣的普及についての分析が、かなり具体的なレベルで進んできた。貨幣の地域性という点に限れば、小葉田・伊東・榎本らが進めてきた近世前期の領国貨幣研究の成果に連結していく感があるが、近世における貨幣の統一（統合）の実態や意味が問い直されようとしている。

本報告では寛永通宝以前に貨幣統合の段階を措定し、その内実と今後の課題を考える。

I 近世初期の撰銭令

純然たる貨幣政策の範疇でこの時期の法令を理解するのは評価を誤らせる。これまで編纂された法令集を典拠にしてきたが、同時に出された別の法令や歴史的状況とともに理解すべきであって、多くは幕府の軍事・交通政策の一環であるところに特色がある。言い換えれば、幕府は街道筋における銭の使われ方に主たる関心がある。【①】

II 鑄銭＝京銭による銭貨統合の段階

・京銭の定義

「之は即ち幕府が慶長十三年永楽銭通用（一貫鑄四貫文としての）を廃止し、全面的使用を令した鑄に当り、上方にては当時上銭と称された古銭を主体となすものに他ならぬ。」[小葉田 1943]、（慶長 13 年）「このころ鑄銭を京銭（鑄銭と異なる）とも称したが」[小葉田 1958]、「この頃、東国で京銭とよばれたのは、ビタのことである。」[小葉田 1962]、「京銭とよばれた畿内及び西日本の基準銭」[小葉田 1965]、

「京銭（上方で多く鑄造され流通した銭の総称）」[伊東 1965]

・並行する領国銭貨

秋田、水戸、長門、小倉ほか九州諸領国

秋田銭（並銭）：慶長前期の銭相場【②】[藤井 1971]。「梅津政景日記」元和 3 年 10 月 13 日条【③】。秋田の銀（極印銀）は幕府指定の常是銀とは異質と思われるが、京都銭相場【④】と比較して秋田並銭は 10 分の一ほどの価値しかない。

・銭をめぐる幕藩関係

「細川家史料 七」寛永 9 年 7 月 11 日付細川忠利宛忠興書状【⑤】

銭は街道筋における支払い手段として機能した。独自の銭（貨幣）を流通させる大名の公権は確立していたが、対幕府関係のなかで揺れている。京銭は全国的な基準貨幣となって

いたが、通用力が保証されていたわけではない。

・生産地の一つは近江坂本か

「^{モノイカタツチ}銭 鑄形土」は近江の名物（「毛吹草」）。アユタヤで好評だった銅銭「サカモト」【⑥】[永積 2001]。サカモトを寛永通宝と見るのは時期的に難があるが、京銭の鑄造地であったと見れば寛永通宝の鑄造地に指定された意味も理解しやすい。

・京（銭）勘定の残存

[榎本 1977]『豆州内浦漁民史料』を素材に、江戸時代を通じて諸役賦課単位として「京＝計算の補助単位」が維持されたことを論ず。金 1 両＝永 1 貫文＝京 4 貫文

・朝鮮使節の見聞

慶長十二年度副使慶暹「海槎録」

「取天朝銅銭、行用於市」

元和三年度副使李石門「扶桑録」

「凡所役使、皆給傭価、只築城之役、則通為調用云、是以関白以下大小将軍等出入之時、無調發夫馬之事、無站路供臆之費、飲食房屋、皆有価銭云、」

寛永元年度副使姜弘重「東槎録」

「国中大小之役、不動民衆、皆用雇傭、(中略)出入之際、無調發人馬之事、至如舍館飲食乘輦、凡百所需、皆有定価、一人一站之価銅銭五十、一馬之価三十、一器飯直一銭(以下略)」中国銘の銭を使用していたことを知る。街道筋における貨幣経済の浸透を（前向きに）評価している。

・小括

京銭優位の時代は、慶長 13 年頃から寛永 13 年まで。各地の領国銭を許容したまま、幕府指定の標準貨幣（藩際通貨）として全国的に流通していった。金銀を含め、幕府の相対的優位のもとで、個別領主の独自の通貨圏を認めながら比較的緩い統合を示す。供給地は近江あたりか。生産・流通における朱印船貿易家との関係解明が待たれる（輸出品調達との関連から見れば銀座頭人に朱印船貿易家が含まれるのに類似するか）。

III 寛永通宝前夜

・流通貨幣の全国調査

毛利家文庫「公儀所日乗」寛永 12 年 6 月晦日条

一、酒井讃岐殿より御家老衆一兩人御差越候へ、御用之儀御座候由被仰越候、就其井彈正殿被參候、私事茂參上仕候、諸家家老衆無残被召寄候、被仰渡候趣は、於国々遣候金銀銭米之間何之物を以用所相調候哉与御尋候、周防長門之儀は丁銀はかり遣申候、自然小遣之時ハ灰吹ニ仕替遣申候、金子遣ハ不仕候、銭ハいかにあしき国並之銭遣申候、小遣ニ米など遣申儀ハ無御座候通、井彈正殿被申上候、被聞召候衆伊奈半十郎殿・杉田九郎兵衛殿・曾根源左衛門殿被聞召、銘々御書付置候事

江戸加判役井原元以は（京銭に比して）軽薄な領国銭使用を明言。伊奈忠治・杉田忠次・

曾根吉次は勘定方役人。

・旧銭の買い上げ

フランソア・カロン『日本大王国志』（東洋文庫）【⑦】

カロンの来日は寛永 11 年で、この記事は寛永 13 年後半に書かれたとされるから、彼自身の実見を越える内容をもっている。旧銭の実勢価格以上の買い上げは、果たして寛永通宝鑄造のためだけだったのか。寛永 11 年の家光上洛など他の用途の可能性を探る必要がある。

おわりに

寛永通宝発行については、これまで中世の経済発展の成果とみる見方と、近世日本の国家意識の表れとする見方が交錯してきた。鏝銭範疇による銭貨統合という点では、京銭の時代こそがすでにその段階を達成したと言える。大名独自の通貨圏の存在を前提としても、後藤金・常是銀・京銭の通用力は、当時の幕藩関係の中で十分機能した。次の段階に押し進めたのは、対外交易の制限と連動した内外貨幣の区分、偽造防止と関連した金属流通と職人の統制、そして国家意識であろう。

【参考文献】

- 伊東多三郎「近世初期の貨幣問題管見」『国民生活史研究』2 吉川弘文館、1959 年
———「水戸藩成立期の鋳山と貨幣」『歴史教育』13・10、1965 年
———「長州藩成立期の鋳山と貨幣」『対外関係と社会経済』、1968 年
———「細川小倉藩の鋳山と貨幣」『日本歴史』247、1968 年
榎本宗次『近世領国貨幣研究序説』東洋書院、1977 年
小葉田淳『改訂増補日本貨幣流通史』刀江書院、1943 年
———『日本の貨幣』至文堂、1958 年
———「通貨と量・権衡について」『一五——七世紀における物価史研究』、1962 年
———「領国武田氏の幣制と家康の幣制の確立」『歴史教育』13・10、1965 年
永積洋子『朱印船』吉川弘文館、2001 年
藤井讓治「豊臣体制と秋田氏の領国支配」『日本史研究』120、1971 年（のち『幕藩領主の権力構造』岩波書店、2002 年所収）
安国良一「貨幣の機能」岩波講座『日本通史』12 岩波書店、1994 年
———「近世初期の撰銭令をめぐって」歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、1999 年
———「三貨制度の成立」池亨編『貨幣』青木書店、2001 年

④ 京都錢相場(錢1貫文につき銀匁)

	妙心寺	真珠庵	北野社	頂妙寺	冷泉町
慶長3 1598	3.5~3.8	3.5		3.3~3.5	
4 1599	3.5		3.3	3.2~3.8	
5 1600	6.7~7.0		6.5		
6 1601	6.5~7.0		6.6		6.5
7 1602	6.6~7.3		6.5		
8 1603		6.6~6.9			
9 1604					
10 1605	12.0~13.0			12.0	10.7~12.6
11 1606	13.0			12.0	13.3
12 1607			14.3~15.0		
13 1608			14.4	15.0	
14 1609	16.0~17.0	17.0~18.5	15.1	16.0~17.0	17.0
15 1610	17.0~20.0	17.0		20.0	20.0
16 1611	20.0		20.0		20.0
17 1612	20.0		21.0		20.0~21.0
18 1613	20.0~21.0		21.0		21.0
19 1614	20.0~22.0				21.0~25.0
元和元 1615	20.0~22.0	18.6~20.3	17.0~23.0	20.0~23.5	
2 1616	15.0~16.0		16.0~17.0		
3 1617	15.0~16.8		14.0~15.0		
4 1618	16.0		16.0		
5 1619			16.0		
6 1620		16.0~17.2	16.0		17.1~17.3
7 1621		16.0~17.0	16.0		
8 1622		16.0~16.5	16.0		
9 1623		17.0~18.4	17.0		17.0
寛永元 1624		18.0~18.3	18.0		
2 1625		17.1~18.1	17.0		
3 1626	17.0~17.2	17.0~17.5	17.2		17.0
4 1627	16.0~16.7	16.0	16.0		
5 1628	16.7~18.8	16.5~18.4	17.0		
6 1629		17.6	17.4~17.5		
7 1630	18.0	18.8~20.0	17.7~18.0	17.5~18.1	
8 1631	18.0		18.0~18.5		
9 1632	18.0	18.0~19.0	18.0~20.0		
10 1633	18.0~19.0	18.5~20.2	19.5~20.9		
11 1634	18.0~22.0	22.0~22.7	21.0~22.1		
12 1635		24.0	24.0~25.0		
13 1636		24.0	20.4~24.1		
14 1637	24.0	23.9~24.0	23.1~24.1		
15 1638	20.0	23.0	20.3~25.0		
16 1639	18.6~24.0		16.0~23.1		
17 1640	16.0		12.0~16.0		
18 1641			10.0		
19 1642			13.1~14.0		
20 1643			13.5~14.0		
正保元 1644	13.0		12.5~14.0		
2 1645			12.0		
3 1646	13.0		12.0~12.5		
4 1647			12.5~13.0		
慶安元 1648			13.5~14.0		
2 1649	13.0~15.0		15.5~16.0		
3 1650			16.0		
4 1651			16.4	17.0	
承応元 1652			16.5		
2 1653			17.0		
3 1654			17.5		
明暦元 1655			18.5~19.5		
2 1656			19.0~20.0		
3 1657			18.5~21.4		
万治元 1658			19.5~20.0		
2 1659			19.0~20.0		
3 1660			17.0~19.7		
寛文元 1661			16.0		
2 1662			16.0		
3 1663			16.0		
4 1664			16.0		
5 1665			16.0		
6 1666			16.0		
7 1667			15.5		
8 1668			14.0		

②

表 1-11 金銀錢の比価

年月日	事例	金1両
慶長2	金9両=630貫文	貫文 70.000
2	金3両2分3朱=261貫文	70.779
2	金3分2朱=60貫文	68.571
3	金5両=450貫文	90.000
5	金2枚2両3匁=2,628貫750文	94.368
5	金3枚4両1匁=3,185貫文	92.992
6.8-10	金9両2分=855貫文	92.900
6.11.10	砂金12匁=285貫文	95.000
		銀1匁
慶長5	銀子1276匁=3,596貫526文	貫文 3.317
5.6	銀子503匁5分=1,298貫928文	2.580
6	銀子60匁=150貫文	2.500
6.11.10	銀子178匁2分=512貫332文	2.875

③

十月十三日、
 御藏御算用之内、並錢一紙四拾五萬四拾五貫五百六拾六文有、内四拾壹萬九千七百九拾五貫三百三拾九文八、年々方々へ渡、切手有、三萬三拾六貫文八、慶長貳拾年京錢を被仰付候時分賣分、此代極印長七貫百六拾八匁六分九輪ハ、銀帳を拂有、但並錢四百拾八貫九百八十文^(126オ)コ付、銀百目宛、内貳百拾四貫貳百貳拾七文八匁、但慶長拾四年同貳拾年までノ分、同京錢ノ一紙七千八百三拾七貫貳拾八文也、内千五百七貫百三十文八、年々方々へ渡、切手有、内七百三貫文八、極印長拾四貫六十目を賣被申候分、但代壹貫コ付、銀貳拾目宛、此銀關民了。益子藤次左衛門・館又左衛門請取、殘五千六百貳拾六貫八百九拾四文八、右同人請取、同永樂七拾八貫九百九拾四文有、内四拾九貫三文八、方々へ拂有、同三拾六貫五百九文八、關民了。益子藤次左衛門・館又左衛門請取、二口合八拾五貫五百十貳文也、但本分を六貫五百十二文ハ^(126ウ)過、是ハ御藏衆請取錢ノ付はつしかと存候、

宮尾 横 永 京 孫 竝
 宗 尾 樂 錢 銀 印 錢
 慶 尾 錢 帳 印 一 一
 安 旗 一 一 一
 及 慶 一 一
 政 應 一 一
 警 都

⑤

上使道中ノ人
馬宿ノ手當餘
リニ手厚シ

錢貨ノ使用法
ヲ定ム

過ギタル心盡
シハ身ノ痛ニ
ナランカト怖
ル

一、馬の沓・わらち・足なか、馬・人足之分を被召遣候様之被申付、馬の飼・兵糧ハ不及申、若左様之もの被召遣候事無用との御法度之候と、安ク直を定、往還心安様之被申付之由、又また町人之被申付、其國々の錢別々よて候故、京錢之うけさせ、以來其方かい取可遣と被申付之由、さてもくきをもつふし申候、日本始持分之國を、上使衆通候とて加様之申付候所ハ、以來も有間敷と存候、餘心を被盡、以來之身之痛之可成かと無心元存候事、

⑥

一、スハウテンの要望 一六三四年(寛永一)に、アユタヤ商館長スハウテンは平戸商館長に、交趾シナに送ってほしい商品として、まず銅銭をあげている。

銅銭は非常に需要があり、さまざまな銅銭が求められている。最大の利益をあげるのは、サカモトとよばれるもので、最良種として通用し、一〇〇〇枚につき丁銀で八匁五分、交趾シナの貨幣で一〇匁で売れた。最近金はと生糸の値段が高騰したので、一一〜一二匁に値上がりした、

と記している。寛永通宝(銅銭)通用の細目を定めたのは、寛永一三年五月朔日であるが、近江の坂本ではこのころすでに寛永通宝の鑄造が始まったのであろう。

⑦

第二十七問 貨幣及び度量衡

日本人は一つの言語、一様の衣服、一つの貨幣、一つの目方を持つ。貨幣は金銀のほかにかし(金)がある。かしは全日本を通じ、異なつた王国において成分を異にし、また価格を異にしている。よつて皇帝は銅のかしを新に鑄造するに決し、旧銭をより多く集めんために、実価以上に買い入れ、既に四年を費した。金貨は三種あり。第一は最も大にして目方六レアル、価格四八テール、一テールは五七スタイフェルに相当し、第二は中位の大きさ、十個の目方六レアル半、一個の価格六テール半、第三は最も小にして十個の目方一レアル八分の五、一個の価格一テール六分の一である。銀貨は上質の銀を以て鑄造せらる。長い幅広の板の形状で、一定の目方を有せず、よい加減に鑄造せらる。板銀若干を寄せて丁度五十テールに達すると、柔らかい紙で包み、紙包のまま取り遣りする。なお円い豆の形をした小銀貨がある。一定の目方なく、一マース即ち一シェリングから十マース即ち十シェリングに至る。これに次いでかしがある。価格は色々で一千枚八シェリングから二千枚八シェリングに至る。エル即ち尺度・穀物の柀目・カチーの目方は前にも述べた通り一様で、決して区々でない。